

はじめに

下保谷四丁目特別緑地保全地区（旧高橋家屋敷林）は、都市化が進む西武池袋線保谷駅周辺地域において、貴重なみどりであるとともに、武蔵野の面影を残す屋敷林として非常に貴重な空間となっています。

この屋敷林を将来に継承していくため、西東京市は平成24年に特別緑地保全地区として指定し、平成29年度までに所有者より約1.1ヘクタールの用地を段階的に取得しました。これまでにも屋敷林は、人の手が加えられ活用されることにより保全されてきたことから、保全と活用を一体のものとして取組を実施していく必要があるため、平成30年度に下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用方針を策定し、植生、環境、建築、歴史・文化などの調査と価値の評価、市民参加のイベントの開催、保全活用の仕組みづくりの検討などを経て、このたび「下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画」を策定しました。

今後は、本計画で掲げた3つの保全活用方針に基づき、屋敷林を将来に継承していくために植生や建物の維持管理を行いながら、地域に開かれた空間とするため日常的な施設開放を目指すとともに、小中学校や市民団体など、さまざまな主体と連携しながら保全活用に取り組んでまいります。あわせて、緑地保全の取組が脱炭素社会の実現に繋がることから、「西東京市ゼロカーボンシティ」の取組の一環としても推進してまいります。

むすびに、下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました緑化審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

西東京市長 池澤 隆史



目次

1. 計画の概要	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画の目的	1
(3) 計画の位置づけ	1
(4) 計画の対象期間	1
(5) 計画の対象範囲	2
2. 下保谷四丁目特別緑地保全地区の概要	3
(1) 概要	3
(2) 植生について	6
(3) 環境について	10
(4) 建築について	11
(5) 歴史・文化について	13
(6) 管理・運営について	14
(7) 市民ニーズについて	15
3. 保全活用の基本的な考え方	16
(1) 屋敷林の本質的価値	16
(2) 屋敷林の役割	16
(3) 保全活用方針	17
4. 行動指針	20
5. 関連する諸法令・計画との整合	23
(1) 建築物の保全活用に関する諸法令との整合	23
(2) 西東京市のまちづくりと諸計画との整合	24
6. 推進体制	25
(1) 将来的な下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全活用体制について	25
7. 資料	26
(1) 計画策定の経緯	26
(2) 下保谷四丁目特別緑地保全地区 令和3年春の一般開放アンケート結果	29
(3) 下保谷四丁目特別緑地保全地区 令和3年秋の一般開放アンケート結果	32